

令和7年2月12日
日本貸金業協会

「貸金業者の広告に関する細則」一部改正（案）の意見募集について

日本貸金業協会では、「貸金業者の広告に関する細則」（以下「広告細則」といいます。）の一部改正（案）を取りまとめましたので、公表し、意見を募集します。

なお、「広告細則」については当協会の業務規程であり、貸金業法第33条第1項に基づき金融庁の認可を受けることとなります。

改正の概要、意見募集要領等は下記のとおりです。

記

1. 改正等概要

「不当景品類及び不当表示防止法」が令和6年10月1日付で改正されたこと、誤認電話により消費者が余計な手間や通話料金を負担する状況を解消し、より安心して利用いただける環境を整備するため、紛争解決等に係る手続実施基本契約第2条4項を準拠した「指定紛争解決機関の名称及び窓口の表示方法」の改正、及び事務局における記載内容の点検等の結果、訂正を要する箇所が判明したことに伴い、「貸金業者の広告に関する細則」の一部改正を行います。

2. 「広告細則」の主な改正内容等

[\(別紙\)【新旧対照表】「貸金業者の広告に関する細則」\(案\)](#)

3. 「広告細則」の施行

施行については、協会機関決定を経て、金融庁の認可後に適用を開始します。

4. ご意見等の募集要領

改正案についてのご意見等は、**令和7年2月25日（火）17時00分（必着）**までに、氏名、職業、連絡先および理由を記入の上、原則、電子メールにより所定の送付先にお寄せください。

ご意見等に記入された電話番号等の個人情報、ご意見等の内容に不明な点があった際に連絡をさせていただく場合やご意見の確認をさせていただく場合に使用します。

なお、電子メールによるご対応が困難な場合は別途事務局までご相談ください。

また、ご意見等に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

以上

[意見等提出フォーマット](#)

<ご意見等の送付先>

e-mail:iken@j-fsa.jp

<事務局（お問い合わせ先）>

日本貸金業協会 会員業務部 神谷・田中

電話番号：03-5739-3254